

令和3年第1回教育委員会臨時会
(1月6日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年1月6日（水）午後3時00分から午後3時20分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事 務 局 次 長	酒井 まり
庶 務 課 長	佐々木洋人
学 務 課 長	福田 兼一
児 童 保 育 課 長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指 導 課 長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について

・その他

午後3時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第1回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまふ。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料1をご覧ください。緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応についてでございます。

まず、項番1番です。区の考え方でございますが、こちらは本日16時30分から開催予定の区の対策本部会議で決定される予定のものとなっております。

まず、午後8時以降の不要不急の外出自粛要請を踏まえ、窓口業務は通常どおり実施する。続きまして、来庁者の長時間の外出と窓口における混雑を回避するため、行政手続きを遅滞なく処理できる体制をとる。外出自粛要請が午後8時以降であることから、施設の開館時間短縮及び夜間利用の停止を行う。年末から休館及び一部利用を停止している区有施設については、引き続き、当面の間、休館等の措置をとるということでございます。

続きまして、項番2番、教育委員会の対応です。別紙1で説明をいたします。まず、小学校・中学校・幼稚園・こども園（短時間）の対応でございます。こちらの資料につきましては、右側が前回緊急事態宣言時の対応となっております。左側が今回予定している対応でございます。小・中学校・幼稚園・こども園（短時間）につきましては、感染症防止対策を徹底しながら学校園運営を継続いたします。

具体的などころでいきますと、例えば実施しない活動は、音楽における歌唱の活動や管楽器を用いる活動、家庭科における調理実習、部活動等としております。全校朝礼、各種集会につきましては、放送設備等を活用し、教室で実施いたします。学校園行事等につきましては、学年を超えて一堂に集まる行事や活動、校外施設で実施する行事や活動は中止といたします。

続きまして、保育園・こども園（長時間）です。感染症対策を徹底しながら、保育を継

続いたします。ただし、感染状況に応じて、園行事を中止、または縮小いたします。

続きまして、3、こどもクラブです。こどもクラブ、感染症対策を徹底しながら、事業運営を継続してまいります。

続きまして、放課後子供教室です。こちらも感染症対策を徹底しながら、事業運営を継続してまいります。

続きまして5番目の児童館です。こちらも感染症対策を徹底しながら、施設運営を継続してまいります。

続いて、6番目の社会教育施設です。緊急事態宣言中の新規予約は停止をいたします。既に予約済みの集会室等の貸室の夜間の利用は中止いたします。日中の利用については、自粛要請を行います。ただし、ミレニアムホールにつきましては、日中・夜間とも自粛要請のみ行います。マルチメディアルーム等の個人利用は中止をいたします。

7番、体育施設です。緊急事態宣言期間中の新規予約は停止をいたします。夜間の貸し切り利用を中止し、閉館時間を19時とします。日中の利用については自粛要請を行います。プールやトレーニングルーム等の個人利用は中止いたします。

続いて8番、図書館です。閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等を休止し、貸出サービスに限定して開館をいたします。なお、書架への立ち入りは可といたします。閉館時間につきましては、19時といたします。

続きまして、9番、少年自然の家霧ヶ峰学園でございます。こちらは休館といたします。

最後に10番、学校開放です。こちらは休止といたします。

別紙2では、参考として、教育委員会の所管施設及びサービスを一覧として掲載しております。

協議事項の説明は以上でございます。内容につきまして、ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 国のほうの緊急事態宣言の再発出ということで、午後8時以降は外出を禁止されるということなのですけれども、朝の制限はあるのでしょうか。

○庶務課長 現時点で、区としてつかんでいる情報の中では、特に朝の時間というところまでは確認取れておりません。引き続き具体的な宣言発出時まで内容を確認していくことになるかと思えます。

○高森委員 よろしく願いいたします。

○神田委員 素早い対応をありがとうございます。明日、国のほうで緊急事態宣言が出されて、詳しい内容が示されるのかとは思いますが、それによって多少変わるとか、対応を検討するというようなことはあるのでしょうか。

それから、もう一つは、区の職員はテレワークとかそういった対応というのはお考えなのでしょうか。

○庶務課長 内容に変化があれば、また必要な対応はしていきたいと考えているところで

ございます。

また、区の職員につきましては、3割以上の出勤抑制というような形で考えているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

・その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後3時20分 閉会